

指名停止措置に係る苦情処理手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県入札制度適正化推進委員会設置要綱（平成15年1月17日建管－2261）及び秋田県入札制度適正化推進委員会運営要領（平成15年1月17日建管－2261）に定めるもののほか、知事が行った指名停止措置に係る苦情処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる措置)

第2条 本要領による苦情処理の対象となる措置は、秋田県建設工事入札参加者指名停止基準（平成6年9月13日監－848）の規定による指名停止とする。

(期間の計算)

第3条 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。

2 期間の末日が、秋田県の休日を定める条例（平成元年6月27日秋田県条例第29号）第1条第1項各号に規定する日（以下「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(苦情申立て)

第4条 指名停止措置を受けた者は、当該措置について不服があるときは、苦情申立書（様式第1号）により苦情を申し立てることができる。

2 苦情の申立ては、当該指名停止の期間内に行うものとする。

(苦情申立てに対する回答)

第5条 知事は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第6条 知事は、第4条第2項に規定する申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立

ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による回答又は前条の規定による却下をするときは、第5条第1項又は前条に規定する書面に、再苦情の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第8条 知事は、第5条第1項により回答をしたとき又は第6条の規定により申立てを却下したときは、速やかに申立てに係る書面及び回答又は却下に係る書面を公表するものとする。

(再苦情申立て)

第9条 苦情の申立てをした者は、第5条第1項の規定による回答又は第6条の規定による却下の決定について不服があるときは、再苦情申立書(様式第4号)により、再苦情の申立てをすることができる。

2 再苦情の申立ては、指名停止の期間内に行うものとする。ただし、第5条第1項の規定による回答又は第6条の規定による却下の決定のあった日の翌日から当該指名停止期間の終期までの期間が2週間に満たない場合は、当該回答又は却下の決定のあった日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

(入札制度適正化推進委員会に対する審議依頼)

第10条 知事は、再苦情の申立てがあったときは、速やかに入札制度適正化推進委員会(以下「適正化委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第11条 知事は、再苦情の申立てを行った者に対し、適正化委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に、書面により回答するものとする。

2 前項の規定による回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 再苦情の申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

二 再苦情の申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い知事が講じ

ようとする措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第12条 適正化委員会委員長は、第9条第2項に規定する申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第13条 知事は、第11条第1項の規定により回答をしたときは、速やかに申立てに係る書面及び回答に係る書面を公表するものとする。

(庶務)

第14条 本要領の規定による苦情処理手続の庶務は、建設部建設政策課において行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、平成19年8月1日以降に行う指名停止措置から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

苦情申立申請書

年 月 日

秋田県知事

あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

指名停止措置に係る苦情処理手続要領第4条第1項の規定に基づき、次のとおり苦情の申立てをします。

対象指名停止措置	年 月 日付け（文書記号）－（文書番号）
指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
不服のある事項及びその理由	

様

秋田県知事

指名停止措置に対する説明について（回答）

年 月 日付けであった苦情の申立てについて、次のとおり回答します。

なお、この説明に不服があるときは、当職に対して再苦情の申立てを行うことができます。この場合においては、指名停止の期間内又はこの回答を行った日の翌日から起算して2週間以内に再苦情申立書を提出してください。

対象指名停止措置	年 月 日付け（文書記号）－（文書番号）
指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
指名停止措置に対する説明	

様

秋田県知事

苦情の申立ての却下の決定について（通知）

年 月 日付けであった苦情の申立てについて、次の理由により却下の決定をしたので通知します。

なお、この説明に不服があるときは、当職に対して再苦情の申立てを行うことができます。この場合においては、指名停止の期間内又はこの回答を行った日の翌日から起算して2週間以内に再苦情申立書を提出してください。

対象指名停止措置	年 月 日付け（文書記号）－（文書番号）
指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
苦情申立ての却下を決定した理由	

様式第4号

再苦情申立書

年 月 日

秋田県知事

あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

指名停止措置に係る苦情処理手続要領第9条第1項の規定に基づき、次のとおり再苦情の申立てをします。

対象指名停止措置	年 月 日付け（文書記号）－（文書番号）
指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
不服のある事項及びその理由	

様式第5号

記号及び番号
年 月 日

秋田県入札制度適正化推進委員会委員長 様

秋田県知事

再苦情申立てに係る審議について（依頼）

年 月 日付けで行いました指名停止措置について、次のとおり再苦情の申立てがありましたので、指名停止措置に係る苦情処理手続要領第10条の規定に基づき、審議を依頼します。

再苦情申立者	
対象指名停止措置	年 月 日付け（文書記号）－（文書番号）
指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
苦情申立年月日	年 月 日
回答(却下)年月日	年 月 日
再苦情申立年月日	年 月 日
不服のある事項及びその理由となる事項に対する知事の意見	
備 考	

様

秋田県知事

再苦情の申立てについて（回答）

年 月 日付けであった再苦情の申立てについて、次のとおり回答します。

対象指名停止措置	年 月 日付け（文書記号）－（文書番号）
指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
再苦情の申立ての 審議結果	
再苦情の申立てが 認められなかった 理由又は再苦情の 申立てを認めたこ とに伴い講じよう とする措置の概要	